

増える外国人児童 適切な教育機会の確保を！

〈 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 〉

6月23日、政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を閣議決定した。本方針では学校教育に関連し、外国人児童生徒の受入れ・支援体制の充実や指導者の養成等について明記している。

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」 (全日教連要約・抜粋)

日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

基本理念 (抜粋)

- (1) 日本語教育を受ける機会を最大限する
- (2) 日本語教育の水準の維持向上を図る

2 国及び地方公共団体の責務

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 国 | 日本語教育推進施策の策定・実施
必要な法制上・財政上等の措置 |
| 地方公共団体 | 地域の状況に応じた日本語教育
推進施策を策定・実施 |

外国籍の子供の就学率は10年間で約12倍！

不就学者は約20,000人に。

日本語指導の支援員や母語支援員は現在合わせて9,000人程度。今後も更なる需要が見込まれる！

就学状況

H21 (人)			
区分	就学者数		不就学者
	義務諸学校	外国人学校等	
小学校	5,788	1,138	2,072
中学校	2,547	494	849
合計	8,335	1,632	2,921
R1 (人)			
区分	就学者数		不就学者
	義務諸学校	外国人学校等	
小学校	68,237	3,374	13,251
中学校	28,133	1,649	6,220
合計	96,370	5,023	19,471

R1 外国人の子供の就学状況等調査結果等より全日教連作成

支援員等の配置状況

* 令和元年5月1日現在で雇用・登録等されている日本語指導の支援員・母語支援員(学校において外国人の子供の支援等を行う外部人材)の人数

日本語指導の支援員 (複数回答) n=1,741		
選択肢	回答地方公共団体数	人数計(人)
常勤職員	68	239
臨時・非常勤職員	271	1,551
ボランティア	103	1,449
他機関(県・団体等)からの派遣	114	517
その他	48	469
合計	499	4,225

母語支援員 (複数回答) n=1,741		
選択肢	回答地方公共団体数	人数計(人)
常勤職員	14	49
臨時・非常勤職員	236	1,408
ボランティア	76	1,405
他機関(県・団体等)からの派遣	85	1,094
その他	54	723
合計	402	4,679

R1 外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)(概要)より抜粋

日本語教育の推進の内容に関する事項

日本語教育の機会の拡充

- (1) 国内における日本語教育の機会の拡充
 - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善
 - 日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用
 - 自習可能な日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供 等

人材や教材等の予算の確保が必要！

※ 資料の詳細につきましては、右のQRコードや下のURLから閲覧できます。是非御覧ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/mext_00250.html



本方針においては、令和元年6月28日に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを示した。また、学校教育に関する具体的施策として、日本語指導担当教員の配置や日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、多言語音声システム等ICTを活用した支援等が明示されている。

外国籍の子供をめぐる情勢については、「外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)(概要)」により不就学の子供が、約20,000人存在することが明らかになっており、本方針では、これらの子供に適切な教育の機会を確保することが必要であるとしている。今後、本方針に則り外国籍児童生徒の就学を円滑に進めるためには、学校現場における外国人児童生徒の受入れ・支援体制の更なる充実が必要である。

これまで全日教連は外国人児童生徒や保護者への対応に係る人材の配置や、令和8年度までとする義務標準法による外国人児童生徒の指導のための教員の配置改善の前倒し等を要望してきた。今後も更なる外国籍児童生徒の就学増加を見据え、学校現場が必要とする日本語指導等の専門人材の配置や日本語学習に係る教材整備等を関係諸機関に働きかけていく。